

豊島地区配分推せん委員会配分推薦基準

(令和7年6月改正)

1. 原則

東京都共同募金会当該年度配分要綱に基づき、申請団体への配分推薦を行う。

2. 審査

- (1) 書類による審査、申請内容の聞き取りや実地調査を行う。
- (2) 豊島地区配分推せん委員会の意見を聴取する。

3. 配分額

- (1) 豊島地区における配分可能額（※前年度募金実績額の65%）を上限に配分推薦を行う。

- (2) 1施設（団体）の配分額

1施設（団体）につき、**30万円以内**
かつ、申請事業費の**75%以内**（万円未満切り捨て）

- (3) ただし、上記（2）に関わらず、以下に該当する場合は、次の基準を適用する。

基準1

同一法人の複数の事業所からの申請は、総事業費に対する助成割合を予め決定し、配分する。但し、下限100,000円は保障する。

<豊島地区の基準>

同一法人より3事業所以上からの申請があった場合に適用

<配分割合>

総事業費の60%以内、または配分額250,000円以内のどちらか少ない額とする。

基準2

申請内容により項目ごとの基準を設置

①宿泊、日帰り訓練等の場合

<豊島地区の基準>

宿泊、日帰り訓練事業に適用する。

人数は申請時の実人員で算定し、職員は含めない。

東京都共同募金会が定める配分要綱上限額、割合を超えない。

区分	基準	算出基礎
宿泊	1年度1回のみ、2泊3日までの訓練を認める。	1人あたり1泊 10,000円
		2泊 15,000円
日帰り	1年度2回までの訓練を認める。	1人あたり1回 5,000円

②備品購入の場合

<豊島地区の基準> (優先順位)

申請備品の市場価格調査を行う。

次の基準により、調査価格から総事業費を算定する。

順位	区分	配分基準
①	利用者の生活や処遇に直接関係し必要な備品	上限 30 万円以内
②	利用者の工賃アップ等に関わる備品	総事業費の 75%以内

③職員人件費の場合

<豊島地区の基準>

常時勤務する職員の人件費には、配分金を充当しない。

④プログラム事業における外部講師等にかかる謝礼金の場合

<豊島地区の基準>

謝礼金の 50%以内、または配分額 150,000 円以内のどちらか少ない額とする。

⑤小破修理の場合

<豊島地区の基準>

修繕費の 50%以内、または配分額 150,000 円以内のどちらか少ない額とする。

(4) その他

- ① 基準 1 と基準 2 の両方を満たす場合、低額となる金額を適用する。
- ② 各施設 (団体) が申請する「配分申請金額」についても、上記 (1) (2) (3) を適用する。